

令和2年度第1回市民参加推進・評価会議（書面開催） 意見要旨

1	意見提出期間	令和2年4月24日（金）～令和2年5月7日（木）
2	意見提出者	委員5人（田邊 誠 委員（会長）、青木 俊介 委員、岩本 翠 委員、 小川 典子 委員、中丸 ちづ子 委員）
3	議題	（1）令和2年度市民参加手続の実施予定に対する総合評価について
4	会議資料	資料1：令和2年度市民参加手続の実施予定 資料2：令和2年度審議会等委員の公募予定 参考資料1：諮問書の写し 参考資料2：令和2年度市民参加手続の実施予定に関する補足資料

【提出された意見】

1. 令和2年度市民参加手続の実施予定に対する意見

会 長：令和2年度市民参加の手続の実施予定によれば、計画の策定・改定等の10の事案に対して14の市民参加手続が予定されている。このうち、3つの事案については、2つ以上の市民参加手続が実施されることとなっており、広く市民の意見を聞き、取り入れた中で慎重に審議を進めていくという姿勢が認められ、市民参加手続は適切に実施されるものと評価できる。

委 員：実施予定に関しては市民参加推進条例第17条に記載されている方法を加味しているので良いと考える。新型コロナウイルス感染拡大の影響により自粛が長期になりそうな状況で、会議等の中止が見込まれる中、審議会等や意見交換会などの開催に向けて課題があると考え。書面開催など手法を検討し、市民の安全と安心を第1に市民参加の推進を図ることを要望する。

委 員：今年度のほとんどの施策が審議会等による市民参加手続が中心となっているが、新しい施策については意見公募手続も並行して行われるため、十分な参加手法がとられていると考える。市民参加の時期、回数も適切と考える。

委 員：実施予定が4月からその計画に入っているものについては、今回の新型コロナウイルスに関しての市全体の動きを見て、市民意識の優先順位に注目し、予定時期・手法等再考しながら進めることを要望する。健康都市プログラムの改訂等についてはより慎重さが必要と考える。

委 員：市民参加手続の対象となる施策及び市民参加の手法の内容について異存はない。実施予定時期については、昨今の新型コロナウイルス対応に鑑み、実施時期を延ばせるものであれば、2～3か月程度の延期措置をとる必要があると考える。

2. 令和2年度市民参加手続の実施予定に対する確認事項

（回答等については、第3回市民参加推進・評価会議で事務局より報告予定）

会 長：「歩きスマホの防止に関する条例の制定」について、実施した市民参加手続は意見公募手続のみか。市民への周知期間が少ないがどのような議論があったか。

委員：審議会等の選出区分の表現が統一されていない（「住民」と「公募市民」、「学識経験者」と「知識経験者」など）がどのような理由があるのか。

3. 令和2年度審議会等委員の公募予定に対する意見

会長：12の審議会等のうち、11の審議会等で複数の公募委員を選任することとしており、積極的に市民参加を推進する姿勢が表れていると評価する。審議会等の委員構成について、特に女性の割合に引き続き配慮するよう要望する。

委員：各審議会等の募集人数は、市民参加推進条例第9条第2項に概ね沿っていると思うが、公募委員が0人または少ない審議会等もあり、報酬の有無や応募動機との関連もあると考える。報酬等の有無を記載せず募集している場合があり、改善することを要望する。

委員：審議会等委員の公募については、時期、人数等適切に設定されていると考える。公募委員数が未達とならないよう、市民の積極的な応募が望まれる。

委員：各審議会等の人数を考えるというより、全審議会等が同じ場所で市としてのバランスを保つために新たなつながりを見出すことが大事だと考える。各々の審議会等では、公募人数は今までのやり方でできると思うが、健康につながる審議会等では内容も増やし、それに応じて人数公募がされると良いと考える。

委員：審議会等委員の公募については予定通り計画して差し支えないが、会議の初回開催時期を延ばせるものについては延期措置をとる必要があると考える。開催しなければならないものについては、初回のみ新型コロナウイルス対策をしっかりと行ったうえで、時間を短縮して開催し、今後の実施要領（書面開催など）を含めて、委員の同意を得るようにすることを要望する。

4. 令和2年度審議会等委員の公募予定に対する確認事項

（回答等については、第3回市民参加推進・評価会議で事務局より報告予定）

会長：審議会等の委員構成について、女性の割合はどのような現状か。

委員：無報酬の審議会等であっても、市民に会議への参加を求め、時間も使うことなので、交通費程度の支給は検討すべきと考えるがいかがか。

以上